

相良小学校保護者様

令和3年8月30日

牧之原市立相良小学校長

緊急事態宣言等に対応した学校再開について（お知らせ）

残暑の候、皆様方におかれましてはますます御健勝のことと拝察いたします。日頃、相良小学校の学校教育活動に多大な御支援と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言発令下の学校再開にあたって、下記のような対応をお願いします。（緊急事態宣言解除まで）また現時点での今後の行事等の変更についてお伝えします。御理解、御協力をよろしくお願いします。

記

1 感染症への対応（保護者の皆様へお願いしたいこと）

場面	感染症対策の内容
生活全般	<p>○お子さんが普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養をお願いします。また同居の御家族に同様の症状が見られる場合も登校を控えるようお願いします。</p> <p>○登校時や登校後に児童に風邪症状等が見られた場合には、保護者の方に児童の引き取りをお願いし、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう対応させていただきます。（保健室で児童を長時間静養させることは行いません。）</p>
健康観察	<p>○毎日、登校したら児童は「本読みカード」を提出します。担任は8：00までに、カードによって「検温がしてあるか」「本人、また同居の御家族が健康か」のチェックを行います。保護者の皆様にはカードの記入と提出を確実にお願いします。</p>
その他	<p>○学校内で陽性者が出了場合は、濃厚接触者が特定されるまでの間、学年、学級等の最小限の単位で、閉鎖の措置ができるよう、躊躇なくその判断を市教育委員会と学校で行います。その際、各家庭で抗原検査キットによる検査・報告をお願いする場合もあります。</p> <p>○出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない学級や児童について「学級活動（朝の会）」「遠隔学習」を試みます。（別紙「遠隔学習における意向調査」を参照ください）</p>

2 行事等の変更

※クラブ活動やふるさと科などの授業への講師の招聘等は必要に応じて行いますが、その際には来校者の同居家族も含めた体調等の確認をした上で実施します。

※8／30 時点の変更です。今後の動向で、変更の可能性があることを御承知おきください。

計画日時	行事	変更の内容
9／1（水）、 8（水）	フッ素洗口	中止

9／3（金）	地域の方による読み聞かせ	中止
9／3（金） 10／8（金）	PTAあいさつ運動	中止
9／12まで（緊急事態宣言解除まで）	PTA各地区あいさつ運動	中止
9／7（火）	お話し会（1－1）	中止
9／9（木）10（金）	分散授業参観会	中止
9／13（月）	3年生社会科見学	延期
9／14（火）	3年生お茶インストラクター講座	延期
9／21（火）28（火）	クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染、密に注意して実施 ・講師の体調等の確認
9／26（日）	PTA奉仕作業	<ul style="list-style-type: none"> ・延期（延期時期は未定です） ・運動会に向けての環境整備はコミュニティ・スクール（相小応援隊）で対応していく予定
9／30（木）	避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・中止とする ・9／27（月）の事前指導の枠で「避難経路」などの指導は確実に行い、災害への備えとする
10／1（金）	1年生 家庭教育学級「図書館体験」	中止
10／6（水）	教科等研修会（教員の研修会）	<ul style="list-style-type: none"> ・中止 ・「給食なし、4時間授業で下校」を「<u>給食あり、5時間授業</u>」の日程へ変更する
10／12（火）	就学時健診	実施（5年生の補助はなし）
10／15（金）	PTA本部役員会	密に注意して実施
10／23（土）	校内運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・（練習を含め）密に気をつけ実施する <p>※詳細は後日、案内文書でお知らせします。</p>
11／25（木）26（金）	6年生	<ul style="list-style-type: none"> ・行き先を山梨県方面に変更して実施（通知済み） ・保護者説明会の時期、場所など検討（現時点では10／上旬ごろを計画しています）
12／8（水）～10（金）	5年生 観音山自然教室	12／9（木）～10日（金）の1泊2日に短縮して実施する。他校との共宿や合同での活動をやめ、食堂、浴室、寝室を広くとる。

担当：教頭（杉山）
電話：52-1433

令和3年8月30日

保護者様

牧之原市立相良小学校長

休校時の遠隔学習における意向調査について（お願い）

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校教育に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本校では新型コロナウイルス感染症への対応の一つとして、ICT端末を持ち帰っての御家庭での接続テストを計画しています。

つきましては、接続テストの実施に向けて、下記の調査を行いますので、御協力のほどお願いいたします。

記

1 目的

遠隔学習（3年生以上）の準備のため

*遠隔学習では、Google Meetを使った学級活動（朝の会など）やGoogle Classroomを使った課題のやりとりなどを考えています。

（7月末のアンケートは全体の状況や保護者の皆さんの意向等を調査するもので、今回は実施に向けた個別の確認となります。）

2 調査対象

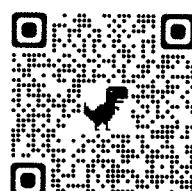
全学年児童

*3年生以上から遠隔学習を試行する予定です。ただし、その後低学年でも試行していく計画のため、全学年での調査を行います。

3 調査方法

下記の方法で回答をお願いします。

- ・お子さん1人につき1回答をお願いします
- ・下のQRコードを読み取り、アンケートフォームで回答ください。
または、以下のURLを読み取り、アンケートフォームで回答ください。
<https://forms.gle/Vfnsas5qvkDYN3aLA>
- ・（回答〆切）9月10日（金）までに回答ください。



4 質問の内容

(1) 学年、学級、氏名

(2) 遠隔学習の環境、端末であてはまるものを選んでください。

- ① 自宅の端末を使って接続する
- ② 学校の児童用端末を借りて接続する
- ③ 家庭にWi-Fi環境がないため接続できない

5 その他

- (1) 現時点では、3年生以上で接続テストを実施する予定です。詳細は、後日お伝えします。
- (2) 上のアンケートで③を選択した場合は、接続テストは行いません。遠隔学習時には、別の課題等への取り組みを計画しています。
- (3) 児童用ICT端末の持ち帰りについても、家庭での使用に故意や重大な過失がない限り、端末の修理費用等は請求しません。ただし、代替機の数が限られているため、修理期間中は使用できない場合があります。

担当：教頭（杉山）
電話：52-1433

牧 学 第 226 号
学教学 第 109 号
令和 3 年 8 月 30 日

市内小中学校保護者 様

牧之原市教育長
学校組合教育長

緊急事態宣言下における感染症対策について（お願ひ）

日ごろから「学校の新しい生活様式」に基づいた各校の教育活動に、御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、全国的な感染拡大の影響を受け、本市においては昨日（8月 29 日（日））まで児童生徒の夏休みを延長させていただきました。8月 25 日（発表分）では、市内の累計感染者数は、197 人であり、その感染経路の多くは、家庭内感染という事例が報告されております。

そのため、学校ではこれまで以上に感染症対策の強化を図るとともに、お子さんの健やかな学びや心身の健康を保障していきます。については、下記のとおり、保護者の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 お子さんが体調不良の対応について

- ・お子さんに発熱等の風邪の症状がある場合には、登校することなく医療機関を受診し、
治癒するまで自宅で休養することを確実に行ってください。
- ・同居の御家族についても、毎朝、健康状態を確認してください。御家族に風邪症状が見られる場合は、お子さんの登校について控えていただくようお願いします。
- ・これらの上記の場合においては、欠席でなく『出席停止』として扱います。この間の家庭学習については、学校からの連絡内容を御確認ください。

2 学校への報告について

学校においてお子さんの安心安全を確保するために、御家庭に感染（疑いがある場合も含む）の可能性があることが判明した場合は、速やかに学校まで御連絡いただきますようお願いします。学校が安心安全な場であるために、そしてお子様を守るために、以下ののような場合は必ず学校に御連絡をください。

- ・お子様が、発熱等の風邪の症状がある場合
- ・お子様の感染が判明した場合
- ・お子様が、濃厚接触者に特定された場合
- ・お子様が、発熱等の風邪の症状に伴って PCR 検査を受けることになった場合
- ・お子様の同居家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ・お子様の同居家族の感染が判明した場合

- ・お子様の同居家族がPCR検査を受けることになった場合
- ・その他、感染について心配がある場合

3 その他

(1) 学校における感染拡大の対応について

緊急事態宣言下においても、お子様の学びを継続することを前提とし、本市においては文部科学省の衛生管理マニュアルに従い、校内における感染症対策のレベルを強化いたします。

そこで、具体的な活動場面において、以下の活動は感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動として原則、行わないようにいたします。

- ・音楽における合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術における調理実習
- ・体育における密集、接触する運動
- ・理科における長時間のグループでの実験や観察
- ・図画工作、美術におけるグループでの共同制作
- ・各教科等に共通する活動として、長時間・近距離で対面式となるグループ活動

なお、上記の活動については、静岡県の感染レベルが引き下がり、市内において感染の拡大のおそれが取り除かれるまで継続いたします。

(2) 臨時の休校、学年・学級閉鎖の対応について

校内で感染者が判明した場合や濃厚接触者が判明した場合、または校内に感染の拡大の可能性がある場合においては、学年・学級単位など（場合によっては学校単位）で、閉鎖もしくは臨時の休校の措置が行われることがあることの御理解と御了承をお願いいたします。なお、その際は、学校からその旨のお知らせをいたします。

放課後児童クラブを利用されている家庭において、上記のような休校時は、該当校の児童クラブはその期間、閉所いたします。学年・学級閉鎖時は、閉鎖対象となる学年・学級の児童について利用できませんので、あらかじめ御承知願います。

なお、8月18日付で、子ども子育て課から放課後児童クラブ利用児童保護者あてに、対応に関する詳細な通知が発出されておりますので、そちらについても御承知ください。

(3) 家庭生活について

不要不急の外出をすることがないようにお願いします。同様に、家族ぐるみでの交流等も控えるなどして、感染防止対策の更なる徹底をお願いします。

(4) 差別・偏見・いじめ等の防止について

現在、感染力の強い変異株の割合が増えており、どこにいても、誰にでも感染する可能性が従来よりも高くなっていることを踏まえ、感染者とその御家族の人権尊重・個人情報保護に御配慮をお願いします。

また、ワクチン接種（12歳以上）については、生徒及び保護者の意志で接種の判断を行うことが大切であり、ワクチン接種できない人や望まない人もいることを踏まえ、個々の判断を尊重するよう、御理解をお願いします。

担当 学校教育課
電話 53-2645

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下の新学期開始に係る対策方針

令和3年8月26日
牧之原市教育委員会

8月20日に発令された緊急事態宣言下において、市内小中学校の夏休みを8月29日まで延長し、30日から夏休み明けの新たなスタートとする。

感染力が非常に強いデルタ株のウイルス感染に対し、これまでの知見を活かし、各学校ではこれまでも文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染対策を徹底をしてきているが、更に次のような対策を徹底することにより、児童・生徒・保護者の安全・安心を担保し、学びの継続に取り組む。

1 家庭内の感染防止対策

(1) 児童・生徒等が体調不良の場合の対応について

- 登校前に家庭内で検温や健康観察を行い、健康観察カード等を活用し、学校においても、児童・生徒・家族の健康状況を把握する。健康観察カードを忘れた児童・生徒については、昇降口で検温等を実施する。
- 児童・生徒も含め家庭内で発熱等の風邪症状がある場合には、児童・生徒を登校させることなく、家庭内の感染状況が判明するまで自宅療養・待機とする。
- 感染が不安な場合は、保護者の判断で登校を控えることとする。その場合は欠席ではなく出席停止として扱う。
- 児童・生徒の感染が判明した場合は、家庭内での感染を拡大させないよう自宅内での行動制限をお願いし、家族内の接触等を極力控えるよう指示をする。家庭内感染を防ぐための厚生労働省による注意事項は次のとおり。

- 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける。
- 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方にする。
- できるだけ全員がマスクを使用する。
- こまめにうがい・手洗いをする。
- 日中はできるだけ換気をする。
- 取っ手、ノブなど共用する部分を消毒する。
- 汚れたリネン、衣服を洗濯する。
- ごみは密閉して捨てる。

(2) 学校への報告について

- 家庭内に感染（疑いがある場合も含む）の可能性がある次のような場合は、速やかに学校へ報告をするとともに、保健所や学校の指示を仰ぐ

こと。

- ・児童・生徒が発熱等の風邪の症状がある場合
- ・児童・生徒の感染が判明した場合
- ・児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合
- ・児童・生徒が風邪の症状によりPCR検査を受ける場合
- ・児童・生徒の同居家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ・児童・生徒の同居家族の感染が判明した場合
- ・児童・生徒の同居家族がPCR検査を受けることになった場合
- ・その他、感染について心配がある場合

(3) 家庭生活について

- ・放課後、休日であっても不要不急の外出をすることがないよう指導をする。
- ・家族ぐるみでの交流等も控えるなどして、感染防止対策の更なる徹底を依頼する。

2 学校内で感染拡大（クラスターの発生）をさせない対応

(1) 臨時の休校、学年・学級閉鎖による対応

- ・校内で感染者が判明した場合や濃厚接触者が判明した場合、または校内に感染の拡大の可能性がある場合においては、学年・学級単位など（場合によっては学校単位）で、躊躇なく、閉鎖もしくは臨時の休校の措置を行う。

(2) 積極的な検査による感染状況の把握

- ・前記(1)の学級閉鎖等が行われたときには、保健所の濃厚接触者の特定がされるまでであっても、必要に応じて、榛原郡医師会による抗原定量検査又は、中部衛生検査センターによるPCR検査を実施し、感染状況（有無）の把握をする。

(3) 一人一台端末を活用した休校等措置中の学びの保障に向けて

- ・一人一台端末を自宅へ持ち帰りし、オンライン学習に取り組む。
- ・自宅と学校でのオンライン学習が可能となるよう、普段の授業から端末を活用した授業実践を行う。
- ・一人一台端末へ導入済みの学習支援サービス“e ライブライ”を活用した在宅学習の実施する。

3 学校生活における感染対策

(1) 感染リスクの高い活動について

- ・緊急事態宣言下においても、児童・生徒の学びを継続することを前提とし、本市においては文部科学省の衛生管理マニュアルに従い、校内に

おける感染症対策のレベルを強化する。特に次の活動については、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動として原則、行わない。これらは、静岡県の感染レベルが引き下がり、市内において感染の拡大のおそれが取り除かれるまで継続する。

- ・音楽における合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術における調理実習
- ・体育における密集、接触する運動
- ・理科における長時間のグループでの実験や観察
- ・図画工作、美術におけるグループでの共同制作
- ・その他、長時間・近距離で対面式となるグループ活動

(2) 部活動について

- ・当分の間、土日、祝日の活動は休止とする。平日の活動についても、短時間、少人数の活動（練習）内容とする。

(3) 身体的距離の確保

児童生徒の間隔を可能な限り 2 メートル確保するよう座席を配置する。

(4) フッ素洗口について

- ・飛沫による感染の恐れがあるので、当分の間、実施をしない。

(5) 学校における施設の消毒について

- ・児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を中心には、1日1回以上、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を利用した消毒を行うこととする。
- ・接触感染を防ぐために、用具や物品の共用は可能な限り避け、使用前後の手洗いの徹底するよう指導をする。

(6) 換気について

- ・熱中症対策としての空調の使用時においても、常に上の欄間や教室の出入り口を開放するとともに、対角線上の2方向の1つ以上の窓を開けて換気を行う。
特に休み時間には、窓及びカーテンを広く開けて十分に換気を行う。
- ・体育館などの特別教室も同様に行い、大型送風機などを使用し換気機能を促進する。
また、職員室においても同様に換気を心掛ける。

(7) 基本的な衛生指導の徹底について

- ・マスク（可能な限り不織布とする）の着用、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策について指導を徹底するとともに、睡眠、栄養、運動等の基本的な生活習慣の確立により免疫力を高める指導等、発達段階に応じた健康生活に関する指導を計画的に行う。
- ・正しい手洗いの実施は感染症予防の基本であるため、正しい手洗い方

とこまめな手洗いの実施に加え、手洗いの効果を下げないために、個人持ちのハンカチやタオルの持参と使用についてもあわせて指導する。

(8) 給食時における感染対策

9月1日（水）から提供する学校給食については、次のとおり対応する。

- ・ 食事前後の手洗いの徹底
- ・ 向かい合って食べることなく、前向きの机の配置とする。
- ・ 黙食の徹底
- ・ 配膳前の消毒と手袋をしての配膳

4 ワクチン接種の促進

(1) 中学3年生への優先接種の実施について

- ・ 高校受験に安心して取り組めるよう予約開始時期を前倒しし、9月上旬から順次、優先接種を実施していく。あわせて子育て世代の保護者の優先接種についても取組を促進する。

(2) 教職員等のワクチン接種について

- ・ 既に教職員等のワクチン接種を優先的に進めているが、10月7日までには2回の接種を完了する。

5 差別・偏見・いじめ等の防止対策

(1) 人権尊重・個人情報保護について

- ・ 感染力の強い変異株の割合が増えており、どこにいても、誰にでも感染する可能性が従来よりも高くなっていることを踏まえ、感染者とその御家族の人権尊重・個人情報保護に配慮するよう依頼をする。

また、ワクチン接種（12歳以上）については、生徒及び保護者の意志で接種の判断を行うことが大切であり、ワクチン接種できない人や望まない人もいることを踏まえ、個々の判断を尊重する。